

No	質問	回答
1	<p>弊社は評価者となる想定で、下記①～⑥を確認させていただきたく存じます。</p> <p>①後掲資料p.2に『ステークホルダー評価は公募締め切り日時までに提出』とあるが、提案機関提出期日・ステークホルダー評価期日を別々で設定し、公募する計画は無いでしょうか。（公募締め切り日時ギリギリで提案されたときに、時間が無い為、評価者が、適切公正な評価をしにくくなることを懸念）対象資料：https://fund.jaxa.jp/content/uploads/stakeholder-1.pdf</p> <p>②どの提案案件に対して評価するのは個別にJAXA様よりご連絡いただけるのでしょうか？（①項記載の対象資料を見るとそのように見える）</p> <p>③提案機関から評価者へはどのようにして提案書が届くのかお教えてください。（メールで直接届くのか？ どこかにアップロードされるものを取りに行くのか？（アップロードされた連絡はすぐに来るのか？））</p> <p>④評価はMicrosoftFormsに記入する計画でしょうか。（①項記載の対象資料ではそのように見える為、確認の意図です）</p> <p>⑤評価時に『同一の技術開発テーマについて複数の提案機関を評価した場合、各提案者の評価順位とその理由』を記載することを計画しているようですが、そうすると、提案機関提出期日を設け、全体が出そろってから評価とするプロセスにしたほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。（①項記載の対象資料ではそのように見える為、確認の意図です）</p> <p>⑥評価時は、評価する会社でとりまとめて回答する想定でしょうか。（評価者の社内でバラバラではなく）</p>	<p>①いただいたご意見を踏まえて【提案書締切りは変更なし、ステークホルダー評価提出締切りはプラス1週間程度】の方向で検討します。検討結果は公募要領の修正に関するお知らせに反映しますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>②JAXAから連絡することはございません。公募要領4項(2)(P.27)の『選定基準』の脚注9に規定のとおり、提案機関がステークホルダーへ依頼することとしています。</p> <p>③JAXA側からの指定はなく、提案機関とステークホルダー間での調整によります。</p> <p>④ご認識の通りでございます。</p> <p>⑤提案機関からステークホルダーへの依頼期日は設けず、ステークホルダー評価提出締切りを提案書締切りプラス1週間程度とする方向で検討します。ステークホルダー評価提出締切りの検討結果は公募要領の修正に関するお知らせに反映しますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>⑥可能な限り会社でとりまとめて回答をお願いいたします。</p>
2	<p>当社は、システムメーカーでもあり部品コンポメーカーでもある。</p> <p>自社で提案した部品コンポを自社のロケットシステムに組み込んで打ち上げることを前提とした提案としてもよいか。</p>	<p>公募要領2項(4)（P.12,13）の『技術開発実施体制』において、以下の規定をしており、本テーマの『提案機関』と3ボツ目の『将来的な顧客候補先企業』は別物であることを前提としています。</p> <p>自社で提案した部品コンポを自社のロケットシステムに組み込んで打ち上げることを否定するものではありませんが、本規定に従い、自社以外の顧客候補先企業は必要です。</p> <p>--</p> <p>基本方針で定められている技術開発実施体制に加えて、以下を満たす企業等とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案する技術開発の実施に必要な知見・技術や当該分野の技術開発実績を有していること ・一部の技術開発を他の企業等が実施する場合には、当該企業等との連携体制を構築し、当該技術開発に必要な要件定義を含め、連携先企業等を適切にマネジメントしながら、取組全体を遂行できること ・獲得する製造技術の適用先を多様に想定し、将来的な顧客候補先企業と十分にすりあわせを行いながら技術開発を進める体制を構築していること ・開発する部品・コンポーネントの社会実装に向けて、他産業への活用も含めた持続的な事業計画（量産計画、資金調達、販路拡大等）を有していること <p>--</p>
3	<p>当社は部品コンポメーカーであるが、納入先はシステムメーカーではなく、</p> <p>A：サブシステムメーカー B：商社 C：その他</p> <p>である。</p> <p>その場合、顧客候補としてのステークホルダー評価は誰に実施してもらえばよいか。</p>	<p>本テーマの背景・目的に照らすと、ロケットシステムに対する効果・寄与度の評価が重要であると考えられるため、システムメーカーの評価を得ていただくのが望ましいと考えますが、困難な場合は提案機関からの直接の納入先等でも構いません。</p>
4	<p>ステークホルダー評価依頼先に断られた場合はどうなるのか。</p>	<p>公募要領の以下の規定を満足しない状態で審査プロセスに入ることになります。</p> <p>--</p> <p>4. 選定方法及び選定基準（抜粋）</p> <p>(2) 選定基準</p> <p>⑦ ステークホルダー（顧客候補、投資家・金融機関等）からの評価の内容。特に、本事業においては事業の性質に照らし、顧客候補である複数のロケット事業者等からの評価を得られていること。</p> <p>--</p>
5	<p>ユーザとなる可能性が高いシステムメーカーにお願いしても評価をいただけなかった場合はどうすればよいか。</p>	<p>JAXAとして個別の働きかけはいたしかねますので、当事者間で調整をお願いいたします。</p>
6	<p>評価者の企業名を出されてもアポイント先がわからないのでどう評価してもらえばいいかがよくわからない。</p>	<p>ネットワーキングを活用するなど、基本的には当事者間でご確認いただきたいですが、JAXAが事前に了解を得たシステムメーカーについては問合せ先をご紹介しますことも可能ですので、必要に応じて以下の連絡先までその旨ご連絡ください。</p> <p>--</p> <p>SSF-contact*.*jaxa.jp</p> <p>*.*を@に変更して連絡してください。</p> <p>--</p>

No	質問	回答
7	<p>①公募要領の以下の規定によると、顧客候補である複数のロケット事業者等からのステークホルダー評価が必須と理解するが、厳しいのではないか。 --- 4. 選定方法及び選定基準（抜粋） (2) 選定基準 ⑦ ステークホルダー（顧客候補、投資家・金融機関等）からの評価の内容。特に、本事業においては事業の性質に照らし、顧客候補である複数のロケット事業者等からの評価を得られていること。 --- ②自社のロケットシステムへの搭載を計画している場合、ステークホルダー評価としては自社以外の1社分でも可か。</p>	<p>①基本的には公募要領規定のとおり『顧客候補である複数のロケット事業者等からの評価を得られていること。』が必要です。 ②自社のロケットシステムに関し、ステークホルダー評価に相当する内容（ロケットシステムの 性能/コスト/高頻度打上げ に対する寄与度）が提案様式2の1項(1)①（全体概要と本技術開発課題にて目指す成果）に記載されている前提で可とします。</p>
8	<p>依頼した評価者が回答したかどうかは、どのようにして判るのか</p>	<p>直接、評価者に確認いただけますようお願いいたします。</p>
9	<p>今回のステークホルダー評価に関する説明会に参加していない企業に、ステークホルダー評価を依頼することは問題ないか。</p>	<p>本説明会に参加された顧客候補企業（評価者）はあくまで一部であり、説明会に参加されていない評価者に対して、提案機関が評価を依頼することは問題ございません。</p>
10	<p>評価依頼する金融機関はJAXAから紹介いただけるのか。</p>	<p>金融機関をJAXAから個別に紹介することはできません。必要に応じて、提案機関自身が金融機関に対してご連絡いただくようお願いいたします。</p>
11	<p>海外の顧客候補の方にステークホルダー評価をいただきたいが、Formsの英語バージョンを用意する予定はあるか。</p>	<p>和英併記のFormsを準備し公開することといたします。 説明会当日は、ブラウザの翻訳機能をご使用いただく旨回答しましたが、その後調整した結果、上記の対応となりました。</p>
12	<p>Formsで、顧客候補固有の回答欄が表示されないがどうすればいいか。</p>	<p>8.の選択肢で『顧客候補の場合』を選択することで、9以降に顧客候補固有の回答欄が表示されます。</p>
13	<p>ステークホルダー評価が必須とされているが、金融機関、顧客についてそれぞれ何件あればいいという最低ラインはあるのか。</p>	<p>公募要領上、顧客候補に関しては複数からの評価を求める記載としていますが、金融機関に関しては件数の記載をしておらず、最低ラインはありません。</p>
14	<p>顧客評価や金融機関の評価を依頼する際に、被評価者側は説明が必要となるが情報の取り扱いに関して取り決めはあるのか。</p>	<p>技術情報や事業計画に関する情報等、評価依頼時に含まれる情報の取り扱いについては評価者側と被評価者側で取り決めていただくようお願いいたします。</p>
15	<p>評価者側の相対評価について、評価依頼の件数が想定より少ない場合、依頼のあった件数で相対評価をしても問題ないか。</p>	<p>問題ございません。</p>
16	<p>早々に複数社からの評価依頼があり取りまとめを行い提出したが、締め切り間近で評価依頼があり、見直さなければならぬ場合、どのような対応をすればいいか。</p>	<p>Formsの最後の入力欄記載のとおり、最後に提出されたフォームに記載された順位と理由を最終版として受領いたします。</p>
17	<p>複数の評価が必要な場合、A社と共同研究を行っており、B社、C社に共同研究の成果の情報が全部漏れてしまう可能性を心配しているが、守秘義務等で守られるのか。</p>	<p>情報を出す側、出される側での取り決めで調整いただくようお願いいたします。</p>